様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024　年　　6　月　　24　日

長野県知事　　様

提出者

住　所　　長野県駒ケ根市下平4495番地9

氏　名　　トーハツマリーン株式会社
代表取締役社長　小海　孝幸

電話番号 0265-82-1085

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	トーハツマリーン株式会社
事業場の所在地	長野県駒ケ根市下平4495番地9
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	3134　船用機関製造業
②事業の規模	4億1,800万円
③従業員数	300人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	事業所→収集運搬業者→中間処理業者→リサイクル or 最終処分場

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

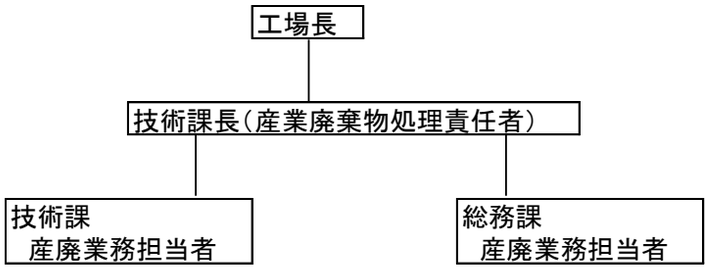

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】　別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃シンナー	廃酸・強酸
	排　　出　　量	33.54 t	152.42 t
	（これまでに実施した取組） 塗装方法改善により使用量の削減を図る。 濃度管理による産廃量削減。		
②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃シンナー	廃酸・強酸
	排出量	30.00 t	152.00 t
	（今後実施する予定の取組） 使用量の改善を行い、排出を抑制する。 再利用		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

（第３面）

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

特に実施していない。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

実施する予定なし。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

特に実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

実施する計画なし。</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施計画なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】　別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃シンナー	廃酸・強酸
	全処理委託量	33.54 t	152.42 t
	優良認定処理業者への処理委託量	33.54 t	152.42 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 再生可能なものは再生利用業者へ検討中。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃シンナー	廃酸・強酸
	全処理委託量	30.00 t	152.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	30.00 t	152.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 委託先の処理業者へ現地視察を実施。 優良認定処理業者との取引。		
※事務処理欄			

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

8　※欄は記入しないこと。

別紙３

実績：前年度特別管理産業廃棄物排出量
計画：当年度特別管理産業廃棄物排出量の目標値

2024 年度特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）　単位：t

特別産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分を行った（行う）量		処理の委託									
					自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における特別管理産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立処分する量（自ら中間処理を行ったことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
	①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
廃油	33.54	30.00									33.54	30.00	33.54	30.00						
廃酸	64.36	64.00									64.36	64.00	64.36	64.00						
廃アルカリ																				
感染性廃棄物																				
特定有害産業廃棄物　廃PCB等																				
特定有害産業廃棄物　PCB汚染物																				
特定有害産業廃棄物　PCB処理物																				
特定有害産業廃棄物　廃石綿等																				
特定有害産業廃棄物　有害産業廃棄物　汚泥																				
特定有害産業廃棄物　有害産業廃棄物　鉱さい																				
特定有害産業廃棄物　有害産業廃棄物　廃油																				
特定有害産業廃棄物　有害産業廃棄物　廃酸	88.06	88.00									88.06	88.00	88.06	88.00						
特定有害産業廃棄物　有害産業廃棄物　廃アルカリ																				
特定有害産業廃棄物　有害産業廃棄物　燃えがら																				
特定有害産業廃棄物　有害産業廃棄物　ばいじん																				
合　計	185.96	182.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	185.96	182.00	185.96	182.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※　総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

・各特別管理産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の特別管理産業廃棄物の量を記載してください。
・「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄のそれぞれの内訳を記載してください。
・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
・「自ら埋立処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分した（する）量と自ら中間処理した後自ら埋立処分した（する）量を記載してください。（自ら中間処理したことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）